

Point 4 労働時間・休憩・休日



1 労働時間の原則と特例

① 原則	1週40時間、1日8時間
② 特例事業場 (常時10人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇(映画の製作の事業を除く)、保健衛生、接客娯楽の事業)	1週44時間、1日8時間 ※ 年少者には、この特例措置は適用されない
③ 児童の労働時間	修学時間を通算して、1週40時間、1日7時間

チェックポイント

- 労働基準法32条の労働時間とは、労働者が**使用者の指揮命令下に置かれている**時間をいい、この労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が**使用者の指揮命令下に置かれたもの**と評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではない。労働者が、就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされたときは、当該行為を所定労働時間外において行うものとされている場合であっても、当該行為は、特段の事情がない限り、**使用者の指揮命令下に置かれたもの**と評価することができ、当該行為に要した時間は、それが**社会通念上必要と認められるものである限り**、労働基準法上の労働時間に該当するとするのが最高裁判所の判例である。
- 例えば、運転手が2名乗り込んで交替で運転に当たる場合において運転しない者が助手席で**休息**し、又は**仮眠**をとっているときであってもそれは労働であり、その状態にある時間は労働基準法上の**労働時間**である。

2 労働時間の算定における注意事項

労働時間に含まれるもの	労働時間に含まれないもの
① 労働安全衛生法上の 安全衛生教育	① 使用者の実施する教育・研修に要する時間(自由参加のものに限る)
② 特殊健康診断	② 一般健康診断
③ 交替制の自動車の運転で、運転しない者が助手席で 休憩 又は 仮眠 している時間	③ 坑内労働者が作業終了後、入浴する時間

3 休憩時間の原則

労働時間	休憩時間
6時間を超え8時間までの場合	少なくとも 45分
8時間を超える場合	少なくとも 1時間

チェックポイント

- 所定労働時間が7時間の場合に2時間延長する場合は、労働時間が9時間となり、45分の休憩のほかにさらに15分の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
- 労働基準法34条に定める「**休憩時間**」とは、単に作業に従事しないいわゆる手待時間は含まず、労働者が**権利として労働から離れることを保障されている時間**をいう。

4 休憩時間の付与の方法

		休憩時間			
原則	途中付与	一斉付与	自由利用		
例外	<p>＜休憩付与の除外＞</p> <p>① 運輸交通業 ア 電車、列車、船舶又は航空機等の乗務員で長距離にわたり継続して乗務するもの イ アの乗務員のうち、長距離にわたり乗務しない者のうち、業務の性質上休憩時間を与えることができないと認められる場合で、勤務中の停車時間等の合計が休憩時間に相当する者</p> <p>② 屋内勤務者30人未満の日本郵便株式会社の営業所（郵便窓口業務を行うものに限る。）において郵便の業務に従事するもの</p>	<p>① 運輸交通業、商業、金融・広告業、映画・演劇業、郵便・電気通信業、保健衛生業、接客娯楽業、官公署※</p> <p>② 坑内労働</p> <p>①②以外の事業であっても労使協定（労使委員会の決議を含む・届出不要）で一定の事項を定めれば可</p>	<p>① 警察官・消防吏員・常勤の消防団員・准救急隊員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者</p> <p>② 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者</p> <p>③ 居宅訪問型保育事業において保育を行う家庭的保育者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合を除く。）</p> <p>※ ②については所轄労働基準監督署長の許可が必要</p> <p>④ 坑内労働</p>		

※ **満18歳未満の年少者**には、この規定が適用されないので、これらの事業において**満**